

処 分 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抠 条 項：第11条第5項
処 分 の 概 要：獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第11条第5項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考：